

第5次
野生鳥獣管理対策アクションプログラム

(令和7年度～令和10年度)

静岡県鳥獣管理対策推進本部

はじめに

【野生鳥獣を取り巻く現状と課題】

近年、里地里山の荒廃や、狩猟者の減少等により、ニホンジカやイノシシなどの野生鳥獣による自然生態系への影響や農林水産業への被害が深刻化している。また、令和5年度以降はツキノワグマの目撃件数が大幅に増加し、人身被害が発生する危険が高まっている。

人と野生鳥獣との共生に向けて、生息状況や被害実態を的確に把握し、加害種を特定した上で、その種に応じた形で、捕獲・侵入防止・生息環境の対策を計画的に実行していくことが求められている。また、管理の担い手の高齢化、長年の対策の実施から警戒心が高まった野生鳥獣の増加などの新たな課題に対し、実効性を確保するための取組も必要である。個体数の多くない野生鳥獣については、地域個体群の存続に配慮しつつ対策を実施していかなければならない。

【これまでの取組】

本県では、「農林水産業等被害の軽減」や「すみ分けによる人と野生鳥獣の共存」等を目的に、平成23年度にはじめて「野生鳥獣被害対策アクションプログラム」を策定した。その後、県総合計画に合わせて、アクションプログラムを更新し、ニホンジカやイノシシなどの野生鳥獣の捕獲、被害の予防・軽減、生息環境の対策に一体的に取り組むことにより、農林水産物や生態系への被害を防止し、野生鳥獣との調和を図ってきた。生態系に強い影響を及ぼすニホンジカの推定生息頭数は減少しているものの、依然として高い水準にある(図1)。

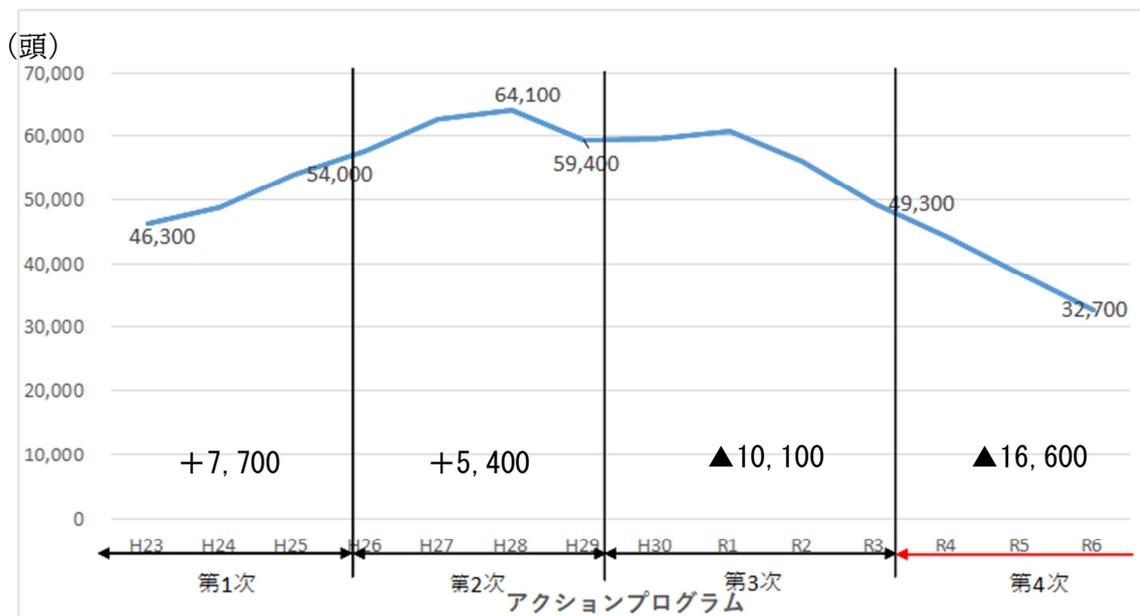


図1 特に生息密度の高い伊豆・富士地域におけるニホンジカの推定生息頭数の推移

農林産物等被害額は、平成 21 年度(696 百万円)をピークに増減を繰り返し、令和3年度にはピーク時の36%まで減少したが、令和4年度以降は下げ止まり、微増傾向にある(図2)。

(百万円)

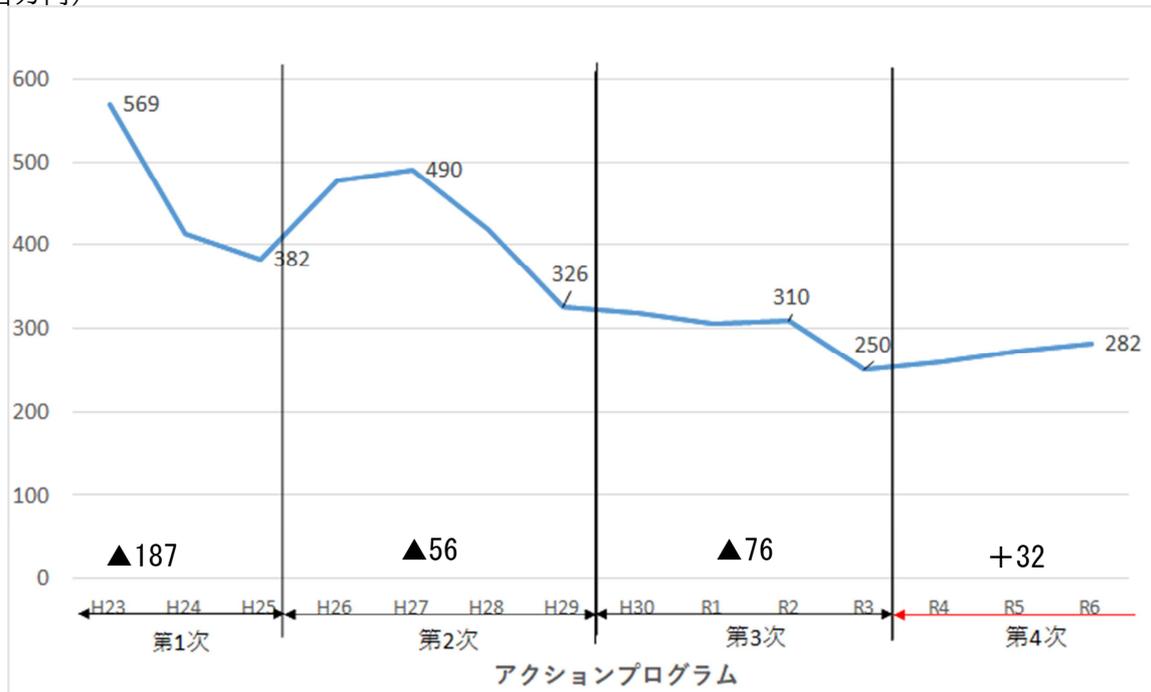


図2 野生鳥獣による農林産物等被害額の推移

注1) 農作物被害は、農林水産省「野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領」に基づき集計

注2) 林産物被害のうち、キノコ類は、特用林産物生産統計調査(林野)による

【第5次野生鳥獣管理対策アクションプログラムの目的】

「野生鳥獣による自然生態系への影響や農林水産業の被害の軽減」を図るとともに、「すみ分けによる人と野生鳥獣との共存」の実現を目指すために設置された「静岡県鳥獣管理対策推進本部」において、部局を横断した総合的・効果的な管理対策を推進するための具体的な目標や取組を掲げる。

【アクションプログラムの進捗管理】

- ・ 毎年の本部会議で進捗を確認する。
- ・ PDCAサイクルによる継続的な改善を行う。



1 基本方針

(1) 長期目標(目指す姿)

生物多様性と自然環境の保全、持続可能な農林水産業の推進、人身被害の防止を図るため、人と野生鳥獣が共生する社会を構築する。

(2) 短期目標(基本目標)

生態系への影響や農林水産業への被害が大きいため、捕獲や侵入防止等に重点的に取り組み、被害を軽減するとともに、人身被害を防止する。

ア 生態系への影響の軽減(ニホンジカ等)(環境局)

ニホンジカについては、環境省が策定した「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(ニホンジカ編)」で示されている自然植生にあまり目立った影響が出ない生息密度(3~5頭/km²)まで減少させることを目指し、伊豆・富士地域については、第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ 第5期、R4~8)において設定している生息頭数を目標として、捕獲を進める【表1】。なお、富士川以西地域については、生息情報不足の区域が多く、分布面積の推定が困難なため、目標値は設定しないが、分布区域を的確に把握していく。

※ 令和8年度中に策定する第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ 第6期、R9~13)において変更があった場合には目標等を修正する。

表1 伊豆・富士地域のニホンジカ推定生息頭数の目標

地域	現状値(令和6年度末)	目標値(令和10年度末)
伊豆	約20,600頭	4,600頭
富士	約12,100頭	2,400頭

イノシシ等他の加害種については、現時点では生態系への著しい影響等の報告がないことから、目標は設定しない。

イ 農林水産業被害の軽減(イノシシ等加害種)(農業局、森林・林業局、水産・海洋局)

令和10年度の野生鳥獣による農林産物の被害を、平成30年度から令和6年度の減少トレンドにより、2億5,800万円まで軽減することを目標として、捕獲や侵入防止等の対策を進める【表2】。

表2 野生鳥獣による農林産物等被害の目標

区分	現状値(令和6年度)	目標値(令和10年度)
農林産物等被害額	282百万円	258百万円

なお、水産物は、被害を与えているカワウ等野生鳥獣の個体数が不明で、加害種によるアユ等の被害額を推定できない。被害額の算出は今後の課題とし、現時点では被害を受けている漁協に対するカワウの捕獲や被害対策への支援を継続する。

ウ 人身被害の防止(ツキノワグマ等)(環境局)

県内におけるツキノワグマによる人身被害は過去に数件発生している。生息域の拡大に伴い、人と遭遇する危険が高まっているが、人の活動域における「人身被害ゼロ」の継続を目指し、個体群の管理や人の生活圏への侵入や定着の防止に取り組む【表3】。

表3 ツキノワグマによる人身被害防止の目標

区分	現状値(令和6年度)	目標値(令和10年度)
人の活動域における人身被害発生件数	0件	0件の維持

他の野生鳥獣による人身被害は発生していないが、イノシシ等の大型獣は被害を及ぼす可能性があるため、動向を注視する。

2 取組方針

(1) より的確な現状把握の実施

(2)～(4)の対策をより効果的に進めるため、対象鳥獣の生態や生息状況の把握、正確な被害実態の把握を行うとともに、情報共有を強化する。

(2) 捕獲と利活用の推進

生態系に深刻な影響を及ぼしているニホンジカについては、目標とする生息密度まで個体数を削減するため、引き続き管理捕獲を推進する。また、農林水産業への被害を軽減させるため、市町が策定する被害防止計画に掲載されているイノシシやカワウ等の加害種については、被害地周辺等での加害個体の捕獲(有害捕獲)を促進する。ツキノワグマについては、人身被害を及ぼす危険がある個体を状況に応じて捕獲する。

さらに、ニホンジカ等の捕獲個体を地域資源として食肉等に利用するなど、捕獲後の利活用を促進する。

(3) 被害地等での侵入防止対策の推進

加害種に有効な侵入防止柵の設置とともに、その維持管理や追い払い等を促進する。

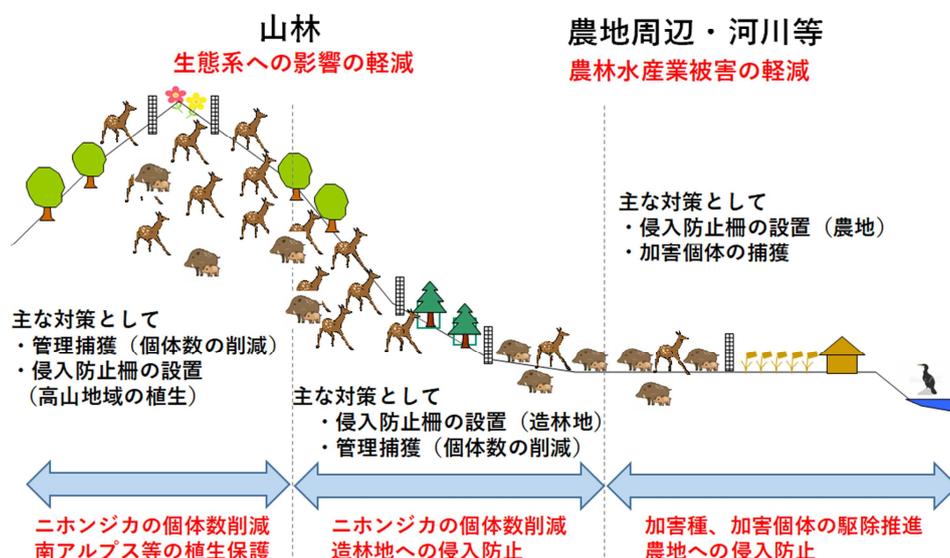
(4) 生息環境対策の推進

被害地周辺において、被害発生の原因となる餌場や、耕作放棄地や藪等の潜み場の状況を改善することにより、農地や人の生活圏に野生鳥獣を寄り付かせず、出没しにくくする環境づくりの取組を拡大するとともに、本来の生息域の環境整備を促進する。

(5) 対策の実効性確保

(1)～(4)の対策について、捕獲や被害防止の担い手の確保・育成を図るとともに、被害の実態把握から、捕獲、防除に係る技術などの開発と実証等に取り組むことで、新技術を活用した捕獲と被害防止対策を促進する。

野生鳥獣管理対策のイメージ



3 対策

(1) よりの確な現状把握の実施

ア 鳥獣の生態や生息状況の把握と情報共有強化（環境局、水産・海洋局）

課題: 対策を評価し、より効果的に対策を進めていくためには、継続的な基礎データの収集や精度の向上等を図る必要がある。

●ニホンジカの正確な生息頭数の把握(環境局)

ニホンジカの県内の生息状況を把握するため、階層ベイズ法を用いて推定生息頭数を算出する。推定に用いるデータのうち、基礎的なデータとなる糞粒法の調査について、精度向上のため県内全域でまんべんなく調査を実施する。調査結果は県関係部局や市町担当課と共有する。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
糞粒法調査地点数	県内 209 地点で継続実施			

※ 伐採等により調査困難となった場合は、調査地点の見直しを行う。

●カモシカの生息状況の把握(環境局)

特別天然記念物であるニホンカモシカは、「第二種特定鳥獣管理計画(カモシカ第6期、R4～8)」に基づき、安定的な保護繁殖を図りつつ、加害個体の捕獲により農林業被害の軽減を目指す。そのため、市町への間取りにより生息域の調査を行うとともに、モニタリング調査を行い、捕獲による個体群への影響を分析する。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
モニタリング調査	年齢査定や妊娠率等の調査(全捕獲個体)			

●カワウの生息実態の把握(環境局)

- ・ カワウの県内の生息状況を把握するため、県内全域でねぐら調査(個体数調査)及び繁殖調査(営巣数調査)を行う。調査結果は水産・海洋局と共有する。
- ・ 調査に当たっては、営巣木の伐採や周辺環境の影響で調査地点が変動するため、調査前年度末までに野鳥の会や漁協等へのヒアリングを実施し、水産・海洋局と相談の上で調査地点を決定する。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
生息実態調査	調査の実施及び調査手法の見直し			

●近隣都府県との情報共有強化・対策の検討(環境局、水産・海洋局)

- ・野生鳥獣は県境を越えて移動するため、近隣都府県との連携が必要であり、特に、ニホンジカは県境付近での密度が高いことから、毎年度、神奈川県、山梨県、愛知県と広域捕獲計画を作成し、行動や被害に関する情報を共有するとともに、連携して捕獲に取り組む。
- ・カワウは長距離を移動するため、引き続き、「関東カワウ広域協議会」及び「中部近畿カワウ広域協議会」に参画し、他県の取組や専門家による最新の対策技術について情報交換を行い、県内における個体数の管理や対策の実効性を高める。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ広域捕獲計画の作成	神奈川県、山梨県、愛知県とそれぞれ作成年に1回以上の打合せ実施			

●ツキノワグマの生息実態調査・対策の検討(環境局)

- ・県内のツキノワグマの生息状況を把握するため、GPSによる行動圏やセンサーカメラによる推定生息頭数調査、餌資源等の生息環境調査を実施し、結果をHPに公開する。
- ・生息実態調査の結果等を踏まえ、適切な管理手法等を検討し、第二種特定鳥獣管理計画を策定する。その後もモニタリング調査を継続し、実態に応じた対策を検討する。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ツキノワグマ特定計画の策定	調査・計画検討	特定計画策定	特定計画に基づく対応	

●特定外来生物の生息状況の把握(環境局)

専門家への聞き取りにより最新の情報収集を行った上で、生態系や農林水産業への影響を踏まえて対策優先度を設定し、優先度の高い種を中心に、関係市町及び隣県と対策を検討するための情報交換会を開催する。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
専門家への聞き取り	必要に応じて実施			
対策優先度の設定	原案検討	設定	状況を踏まえた設定見直し	

イ 正確な被害実態の把握（環境局、農業局、森林・林業局、水産・海洋局）

課題：野生鳥獣による農作物等の被害防止策を効果的かつ効率的に実施するためには、継続的な被害状況と動向の把握や、精度の向上等を図る必要がある。

●ニホンジカによる生態系への影響の把握（環境局）

ニホンジカによる自然植生への影響を把握するため、植生調査を実施する。

※ 第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ 第6期、R9～13）の策定に合わせ、令和8年度中に調査方法の検討を行う。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
植生調査	暫定的に調査	調査方法等検討	計画に基づく調査	

●加害鳥獣による農林産物の被害実態の把握（農業局、森林・林業局）

- ・ 国の「野生鳥獣による農作物の被害状況調査」に基づき、被害を受けた農作物の①実被害面積、②実被害量、③実被害金額を調査する。
- ・ 県内の生産者等を対象に「鳥獣被害実態把握調査」を実施し、獣種ごとの被害分布や被害状況の推移を把握することで、被害状況の見える化を行う。また、調査結果に基づき、市町が実施する鳥獣被害防止対策の支援を行う。
- ・ 国の「特用林産物生産統計調査」により、被害を受けた特用林産物の①実被害量、②実被害金額を調査する。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
野生鳥獣による農作物の被害状況調査	継続的に実施（1回 / 年）			
鳥獣被害実態把握調査	制度設計	調査実施結果公表	調査結果に基づく鳥獣被害防止対策の支援	
特用林産物生産統計調査	継続的に実施（1回 / 年）			

●カワウによる水産資源の被害把握(水産・海洋局)

- ・カワウの生態や被害状況を関係者間で共有し、対策を講じるため、引き続き、専門家、県内関係団体等から構成される「静岡県カワウ食害防止対策検討会」を開催し、生息状況や漁業被害状況の共有、被害軽減対策等の検討を行う。
- ・カワウの排泄物の DNA から食性を解析し、県内のカワウによる水産資源の被害時期や被害魚種を把握する。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
カワウ食害防止対策検討会の開催	継続的に実施（1回 / 年）			

●ツキノワグマによる人身被害の把握(環境局)

人身被害が発生した際には、その状況等を把握・分析し、効果的な被害防止対策や普及啓発に反映させる。

(2) 捕獲と利活用の推進

ア 生態系に影響を及ぼすニホンジカの捕獲推進（環境局）

課題：特に生態系に大きな影響を及ぼすニホンジカの捕獲を進めているが、依然として生態系への影響が危惧される場所が確認されている。県内全域の個体数を削減するとともに、密度の高い地域において、重点的な捕獲が必要である。

●ニホンジカの管理捕獲の推進(環境局)

第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ 第5期、R4～8)に基づき、ニホンジカによる生態系への影響の軽減のため、伊豆・富士地域において、重点的に管理捕獲による個体数調整を行う。併せて、県内全域において、局所的に見られる生息密度の高い地域を中心に、認定鳥獣捕獲等事業者による管理捕獲を推進する。

※ 第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ 第6期、R9～13)の策定に合わせ、令和8年度中に捕獲頭数や重点地域の見直しを行う。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
管理捕獲頭数	14,060 頭/年	見直し	R8 の見直し反映	

●ニホンジカ捕獲における市町実施の被害防止目的の捕獲との連携(環境局)

市町とヒアリングを行い、県が実施する管理捕獲と市町が実施する被害防止目的の捕獲の実施状況を共有することにより、捕獲の場所や時期を調整することで、効果的に捕獲を進める。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
市町とのヒアリングの実施	29 市町	34市町 (ニホンジカ生息が確認された全市町)		

●ニホンジカに対する狩猟規制や許可捕獲基準と規制の緩和(環境局)

- ・ ニホンジカの捕獲や被害防止対策を一層促進するため、「第13次鳥獣保護管理計画」に基づき、引き続き、狩猟期間を11月1日から3月15日まで延長し、捕獲圧を強化する。
- ・ ニホンジカが生息する全ての地域において、狩猟による捕獲頭数の制限を解除する。

※ 「第14次鳥獣保護管理計画」の策定に合わせ、令和8年度中に基準の見直しを行う。

イ 農林水産業に被害を及ぼす加害種の捕獲促進（環境局、農業局、水産・海洋局）

課題：農林水産業被害の軽減のためには、加害種の継続的な捕獲が必要である。

●イノシシの捕獲促進（農業局）

- ・ イノシシの被害は本県の農林業被害の被害額全体の約4割を占め、約1億800万円（令和6年度）にのぼっており、依然として深刻な状況が続いているため、「第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ 第4期、R4～8）」及び被害防止計画に基づき、県、市町、関係団体及び農林業者が連携し、被害防止目的の捕獲（有害捕獲）を実施するとともに、狩猟による捕獲を促進する。
- ・ 野生イノシシから養豚農場への豚熱（CSF）ウイルス侵入リスクが高まっているため、捕獲した個体を適切かつ確実に処理するとともに、捕獲従事者及び狩猟者が、衣類や猟具、車両等に付着したウイルスを感染確認区域外へ持ち出すことがないよう、防疫措置の実施を徹底する。

●加害鳥獣に対する狩猟規制や許可捕獲基準の緩和（環境局）

- ・ イノシシ及びニホンジカについて、「第13次鳥獣保護管理計画」に基づき、引き続き、狩猟期間を11月1日から3月15日まで延長、捕獲を強化する。
- ・ 一部鳥獣について、鳥獣捕獲許可基準の数量・期間の緩和を行う。

※「第14次鳥獣保護管理計画」の策定に合わせ、令和8年度中に基準の見直しを行う。

●カモシカの加害個体の捕獲（環境局）

カモシカは特別天然記念物に指定されており、基本的に捕獲することはできないが、造林地等の植栽木の食害を防止するため、「第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ 第6期、R4～8）」に基づき、被害防止対策実施の上で、被害が発生している地域の加害個体の捕獲を行う。

●カワウの捕獲促進（水産・海洋局）

カワウについては、市町や県内漁協による銃器捕獲や卵の繁殖抑制に要する費用の一部助成等の支援を継続する。

ウ 人身被害防止のための市街地等における捕獲（環境局）

課題：ツキノワグマやイノシシは潜在的に人を殺傷する力を持っているため、市街地等で県民に人身被害を及ぼす危険がある場合、迅速に対応する必要がある。

●出沒対応への支援(環境局)

- ・ 市町を対象とした研修会の開催や、対応に当たる警察や猟友会等との連携及び役割分担を明確にするためのマニュアルの改訂など、実施体制の整備を支援する。
- ・ 出沒した場合、迅速な対応を可能とするため、市町貸し出し用のわな等の装備を、農林事務所に配備する。

工 捕獲した鳥獣の地域資源としての利活用促進（環境局、農業局、生活衛生局）

課題：これまでも処理施設の整備や衛生的な処理に関する指導を行ってきたが、捕獲した鳥獣を資源として広く流通させるためには、ジビエ利活用等を更に進める必要がある。

●捕獲個体の利活用促進（農業局）

- ・ニホンジカやイノシシ等の捕獲個体を、地域資源としてジビエ等に利用するため、市町の被害防止計画に基づく処理加工施設等の整備を支援する。
- ・捕獲したニホンジカやイノシシ等の個体や、解体残渣の処理に係る捕獲者等の負担を軽減するため、特に輸送が難しい場所では市町の被害防止計画に基づく減容化施設の整備を支援する。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
処理加工施設や減容化施設設置の整備支援	担当者会議等による市町、地域協議会への継続的な情報提供・整備に向けた打合せ等の実施			

●ジビエ利活用の促進（環境局、農業局）

食肉処理加工施設や静岡県猟友会、JA、市町職員、一般消費者等を対象に、捕獲した個体の衛生的な処理加工技術や消費拡大に関する研修会等を開催し、鳥獣被害対策の一環としてジビエの利用を促進するとともに、低利用部位等のペットフードへの活用など、ジビエ利活用への理解醸成等を図る。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
捕獲個体の利活用の促進	捕獲者を中心とした研修会等を継続的に実施（1回/年）			
ジビエ利活用の促進	研修会等を継続的に実施（1回/年）			

●野生鳥獣肉の安全性確保（生活衛生局）

- ・野生鳥獣肉の取扱いの不備に起因した食中毒や異物混入等の健康被害の発生を防ぎ、安全性を確保するため、野生鳥獣肉処理施設等に対し、厚生労働省が作成した「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」及び一般社団法人国産ジビエ認証機構が作成した「小規模なジビエ処理施設向け HACCP の考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」に基づき、衛生管理の助言・指導を行う。
- ・野生鳥獣肉を提供する飲食店に対して、十分な加熱を行ってから提供するように指導を行う。県民に対しては、安全に喫食するために十分な加熱を行うことが必須であること等の正しい知識をホームページで周知する。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
野生鳥獣肉の安全性確保	野生鳥獣肉処理施設への監視指導 100%			

(3) 被害地等での侵入防止対策の推進（農業局、農地局、森林・林業局、水産・海洋局）

課題: これまでも侵入防止柵の設置や維持管理を促進してきたが、効果を十分に発揮させるためには、地域での一体的な設置や継続的な維持管理が必要である。また、追い払い等の取組は継続的に実施していく必要がある。

●農作物被害防止のための侵入防止柵設置等の促進（農業局、農地局）

- ・ 侵入防止柵は、野生鳥獣による農作物被害の防止効果が高いことから、市町の被害防止計画に基づく設置を支援する。
- ・ 鳥獣被害防止のための対策施設の設置や補修のための活動等に対し、多面的機能支払交付金等を活用し、支援を行う。
- ・ 地域の営農の将来像に沿った適切な規模の設置や持続的な維持管理が実施できるよう、研修会等により知識や技術の習得等を支援する。

●造林地における食害防止のための侵入防止柵等の整備（森林・林業局）

- ・ ニホンジカ等による食害を防止するための侵入防止柵や獣害防止材の設置等を促進する。
- ・ 人工造林と一体的に整備する侵入防止柵や獣害防止材の設置費用を助成する。また、鳥獣害防止森林区域における既設の侵入防止柵等の改良費用を助成する。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
人工造林に対する設置割合	100%			

●ニホンジカに対する南アルプスの植生保護（環境局）

南アルプスの希少な高山植物群落を保全し、次世代に継承するため、ニホンジカの食害を防ぐ侵入防止柵の整備に取り組む。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
お花畑での植生保護柵維持管理	侵入防止柵の維持管理 100%			

●カワウの追い払い（水産・海洋局）

- ・ 市町並びに静岡県内水面漁業協同組合連合会及び漁業協同組合に対し、カワウの飛来防止、花火やひも張り等による追い払い、ねぐら除去に要する費用の一部を助成する。
- ・ カワウは県境を越えて移動するため、「関東カワウ広域協議会」で実施している一斉追い払い対策について、広域対策事業として、引き続き、県内漁協を支援する。

(4) 生息環境対策の推進（農業局、農地局、森林・林業局）

課題：野生鳥獣による農業被害を軽減するためには、被害地周辺において、加害種を寄り付かせず、出没しにくくする環境の整備が必要である。また、本来の生息域の状況を改善し、被害地周辺への出没を抑える必要もある。

- 野生鳥獣を寄り付かせず、出没しにくくする環境づくり(農業局、農地局)
 - ・被害地周辺において、被害発生の原因となる餌場や耕作放棄地、藪等の潜み場の状況を改善することで、出没回数の低下や適切な追い払いなど、より被害対策の効果を発揮できるようになることから、市町の被害防止計画に基づく取組を支援するとともに、研修会等により、生息環境管理対策に関する知識や技術の習得等を支援する。
 - ・農地周りの藪等の伐採や耕作放棄地の解消を行うための活動等に対して、多面的機能支払交付金等を活用し、支援を行う。

- ツキノワグマの人の生活圏への侵入防止(環境局)

人の生活圏への侵入を防ぐ環境整備を進めるため、侵入が想定される経路の藪の刈り払い、放置果樹の除去などを市町や地域等に啓発する。

- 多様な森林へ誘導するための森林整備の推進(森林・林業局)

生物多様性の高い森林へ誘導し、野生鳥獣の本来の生息環境を改善するため、更新伐による針葉樹林から広葉樹林への転換や、強度の伐採による針広混交林化を支援する。

(5) 対策の実効性確保

ア 担い手の確保・育成（環境局、農業局、農地局、森林・林業局、水産・海洋局）

課題：高齢化、減少の懸念がある捕獲の担い手や、被害防止を担う農林水産業従事者の確保・育成を図る更なる取組が必要である。

●捕獲の担い手確保・育成(環境局)

- ・ 狩猟者の高齢化が進む一方、捕獲に対するニーズが高まっていることから、引き続き、狩猟免許試験の回数を年1回から2回とし、受験機会の拡大を図る。また、狩猟免許の取得を目指す大学生等を対象にした予備講習会、一般県民向けに狩猟の魅力伝えるセミナーを開催することにより、免許取得を促進し、担い手を確保する。
- ・ 安全かつ効率的に捕獲できる技術を持った狩猟者を育成するため、捕獲スキルに応じた研修会を企画・開催する。
- ・ 静岡県猟友会が取り組む、狩猟者の確保育成や狩猟事故防止の取組を支援する。
- ・ より計画的かつ組織的な鳥獣の捕獲等を確実に推進していくために認定した「認定鳥獣捕獲等事業者」の捕獲を担う人数を維持し、捕獲体制を維持する。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
狩猟初級者研修 受講者数	40人	40人	40人	40人

●鳥獣被害対策を担う人材の育成(農業局)

- ・ 地域において、総合的な被害防止対策を組み立て、指導できる人材を「鳥獣被害対策総合アドバイザー」として養成するため、農林業者、猟友会会員、鳥獣被害対策実施隊員、JA及び市町等の職員を対象に、野生鳥獣の生態や被害防止対策等の知識、スマート機器を活用した効率的な捕獲技術等を習得する研修を実施する。
- ・ 鳥獣被害対策総合アドバイザーや地域で鳥獣被害対策に取り組む担い手等を対象に、侵入防止柵の設置や効果的な補修技術など、実地によるスキルアップを目的とした研修会を実施する。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
鳥獣被害対策を 担う人材の育成	鳥獣被害対策総合アドバイザー養成研修 継続的に実施(1回 / 年)			
	鳥獣被害対策の技術指導者育成研修 継続的に実施(1回 / 年 / 7地域)			

●ツキノワグマ等出没時の捕獲従事者向け研修の実施(環境局)

緊急銃猟を行う際は、人の日常生活圏での銃猟という特殊性から、確実に急所に当てるような技術を持った捕獲従事者が必要となる。このことから、高度な捕獲技術や安全管理のノウハウの習得を目的とした研修を継続的に実施する。

●カワウの追い払いのための技術習得支援(水産・海洋局)

カワウのねぐらやコロニーを、水産資源被害が減少する地点や銃器捕獲を実施しやすい地点へ誘導する分布管理の取組について、現在実施している天竜川水系・狩野川水系と同様の取組を希望する漁協の担い手に対して、技術習得支援を行う。

●林業の人材確保・育成(森林・林業局)

生息環境対策となる森林整備や侵入防止対策の継続的な実施に向けて、就業相談会や高校生への出前講座等を開催し、林業への新規就業者を確保するとともに、指導者養成研修、森林施業プランナー等の研修を開催し、森林技術者を育成する。

イ 技術の開発と新技術を活用した対策の促進（環境局、農業局、農地局、森林・林業局）

課題：捕獲や被害防止対策の効果・効率を高めるためには、新技術の実証や技術の開発・改良が必要である。また、現状の把握や生息環境対策の推進等にも技術の開発と活用が必要である。

●ニホンジカの捕獲に係るDXの活用（環境局）

- ・ドローンに搭載した赤外線カメラの画像等により、今まで把握できなかったニホンジカの行動を把握し、既存の3次元点群データと組み合わせ、捕獲の適地を新たに抽出し、捕獲戦略に活用する。
- ・捕獲従事者の報告事務等の軽減のために捕獲情報アプリを活用する。また、アプリによる位置情報から、メスジカの捕獲が多い場所や時期等の条件をGISで分析・解明し、そこに集中的にわなを掛けることで繁殖の原因となるメスジカの捕獲を促進する。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
管理捕獲における捕獲情報アプリの活用割合	40%	45%	50%	55%

●野生動物の出没等リスク評価（農業局（農林技術研究所森林・林業研究センター））

- ・過去に大型野生動物が市街地等に出没した事例を調べ、リスクの高い場所や条件を明らかにする。
- ・ニホンジカ対策として、GPS行動追跡データや捕獲位置情報、生息密度調査データ等から密度が高い場所を予測し、現地検証を行い、条件を明確化する。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
大型野生動物の出没予測とリスク評価	情報収集 データ解析		実用化に向けた取組実施	
	マップ作成・情報提供			
シカ高密度化リスク評価	カメラ設置 結果分析 マップ作成	関係各所へ情報提供、各取組への反映		

●加害動物の行動特性に基づく防護柵の最適化

(農業局(農林技術研究所森林・林業研究センター))

防護柵の破損状況や侵入時の加害動物の行動特性を明らかにし、主要な加害動物種を防除する上で重要なポイントを明らかにする。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
防護柵の最適化に関する技術の構築	加害動物の侵入時の行動特性の解明 防護柵管理のマニュアル作成			普及

●群れごと捕獲除去する技術の構築(農業局(農林技術研究所森林・林業研究センター))

誘引物や既存の防除資材により、誘引誘導し、群れごと捕獲して除去する技術を開発する。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
群れごと捕獲除去する技術の構築	高嗜好性誘引物による 誘引技術の検討	群れごと捕獲する技術の検討		普及

●複数の加害動物に有効な侵入防止柵による対策促進(森林・林業局)

イノシシによる掘り返しによって、ニホンジカが侵入する事例の目撃や被害に関する報告が増加しているため、掘り返しや侵入防止に有効な侵入防止柵の実証を促進し普及する。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
複数の被害鳥獣に有効な侵入防止柵による対策促進	現地検証、事例収集、普及			